

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4 第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年12月24日

【会社名】 株式会社ネオマーケティング

【英訳名】 NEO MARKETING Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 橋本 光伸

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役CFO 森田 尚希

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区南平台町16番25号

【縦覧に供する場所】
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)
株式会社名古屋証券取引所
(愛知県名古屋市中区栄三丁目 8 番20号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役橋本光伸及び取締役CFO森田尚希は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

(1) 基準日

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年9月30日を基準日として行っています。

(2) 評価の基準

評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

(3) 評価手続の概要

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

(4) 評価の範囲

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。また、連結子会社1社については、2025年1月1日に譲渡したため、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

当社の主たる事業はマーケティングリサーチ及びマーケティング支援サービスの提供であり、これらの事業活動は、顧客対応、調査設計、データ収集・分析、成果物の提供といった一連のプロセスを通じて売上として具現化されます。このため、事業拠点の重要性を判断するにあたっては、当社の事業目的に最も直接的に結びつく成果指標である「売上高」を基準とすることが合理的であると判断しました。以上の観点から、売上高を指標とし、その概ね2/3の割合に達している事業拠点を『重要な事業拠点』として選定しました。また、期末日時点において当連結会計年度の事業規模及びリスク状況を踏まえ、評価範囲の適切性を再検討しています。

さらに、評価範囲の決定にあたっては、量的基準である売上高に加え、質的側面についても総合的に考慮しています。具体的には、各事業拠点における業務の複雑性、見積りや判断を伴う取引の多寡、外部委託の利用状況、リスク特性、ならびに財務報告に与える潜在的影響度などを踏まえ、売上高以外の要素も含めて重要性を評価しています。これにより、当社の事業実態及びリスク構造を適切に反映した評価範囲の設定に努めています。

業務プロセスに係る内部統制の評価については、当社のマーケティング事業における営業から対価の回収までの主たる業務を勘案し、事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、棚卸資産・原価、人件費に係る業務プロセスを評価の対象としました。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスとして、税効果に係る会計、のれんの評価等、個別決算における重要な会計上の見積りに関連するプロセスも評価対象として位置付けています。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。